

豊明市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定業務委託公募要項

豊明市では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、豊明市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～令和8年度、以下「第9期計画」という。）を策定します。

本業務では、現計画の振り返りや令和4年度に行っている「豊明市高齢者等実態把握調査」で整理した市民ニーズ等を踏まえ、第9期計画に盛り込むべき施策内容やサービス見込み量の検討を進めるべく、委託事業者の募集を行います。

1 業務概要

(1) 委託業務名

豊明市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託

(2) 委託業務場所

豊明市新田町子持松1番地1 豊明市役所長寿課

(3) 委託内容

別紙「豊明市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約の日から令和6年3月31日まで

(5) 提案上限額

ア 3,405,000円（消費税込み）

イ 留意点

提案上限額は委託業務契約における契約時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すものである。

2 参加資格要件

本業務に参加しようとするものは、以下の条件を満たす者であること。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当するものではないこと。

(3) 豊明市又は国又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名停止を受けていないこと。

(4) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(5) 国税、地方税（都道府県、市町村税）の滞納がないこと。

(6) 過去に地方自治体において、高齢者福祉・介護保険に関する計画策定業務又は計画策定のための調査業務の受託実績があること。

(7) 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適正な管理体制が確立されていること。

- (8) 豊明市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団、第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 受託候補者選定までのスケジュール

| | |
|------------------|------------------|
| 募集要項の公表 | 令和5年 1月13日(金) |
| 質問受付期限 | 令和5年 1月24日(火) |
| 参加申込書・企画提案書類提出期限 | 令和5年 1月31日(火) 必着 |
| プレゼンテーション審査 | 令和5年 2月14日(火) |
| 審査結果通知 | 令和5年 2月下旬～3月上旬 |

※当日の審査を効率的に行うため、本市から全ての提案事業者様に共通して伺いたい事項については、あらかじめ市から質問書をお送りする場合がございます。
(その場合は、質問書に対する回答を審査当日にお持ちください。)

4 応募・提案方法

(1) 応募方法

参加申込書及び企画提案書を下記のとおり提出する。

- ① 提出場所 豊明市役所 健康福祉部 長寿課 介護保険係
〒470-1195
豊明市新田町子持松1番地1
電話：0562-92-1261
- ② 応募期間 令和5年1月13日(金)から1月31日(火)までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで
- ③ 提出方法 持参または郵送(必着)
提出する際は市へ連絡のうえ提出すること。

(2) 提出書類

提出部数 8部 内訳：正本1部、副本7部

(ただし、以下①、⑤については正本1部のみで可)

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 企画提案書(様式任意)
- ③ 見積書・積算内訳書(様式任意)
- ④ 法人登記簿謄本
- ⑤ 国税、地方税(都道府県税、市町村税)の未納の税額がないことの証明
(取得することができる最も新しいもの)

※③、④、⑤については正本に原本を添付し、副本には写しを添付すること。

※④、⑤については発行日より3か月以内のものを提出すること。

《企画提案書に盛り込むべき内容》

仕様書に定めた業務のほか、以下の内容について企画提案書に盛り込むものとする。

(Ⅰ) 企業の基本概要

- ア 会社概要：会社の名称、所在地、沿革等の基本データ
- イ 業務実績：地方自治体での高齢者福祉、介護保険に関する計画策定又は計画策定のため調査業務の実績（業務名、発注者、請負金額、契約時期等）
- ウ 本業務の業務体制：業務の作業体制
- エ 業務従事者：人数、経歴及び資格

(Ⅱ) 業務実施計画

- ア 計画策定業務提案
 - ・計画策定の手法、課題の抽出、各種資料の作成方法、次期計画の方向性等
- イ 計画書の全体構成（内容、施策、レイアウト構成等）
- ウ スケジュール
 - ・工程計画表、工程計画どおりに実施するための工夫

《見積書、積算内訳書記載事項》

- ・積算内訳書（人件費、直接経費、一般管理費等）は項目ごとに件数や回数がかかるように詳細な内容を記載すること。
- ・消費税を含む見積金額を記載すること。

5 無効となる提案

- (1) 本要項に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 虚偽の記載をした提案
- (3) 見積金額が提案上限額を超える提案
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、下記の方法で受け付ける。

(1) 提出方法

質問事項は、質問書（様式2）を使用のうえ、メールにて提出する。

長寿課メールアドレス choju@city.toyoake.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和5年1月24日（火）午後5時まで

7 選考方法

参加資格要件を満たした事業者のうち、企画提案書及び提案説明の内容を基にプレゼンテーション及びヒアリング形式による審査を行い、評価点の最も高い者を最優先契約候補者と選定し、2番目に高い者を次点契約候補者として選定する。

<プレゼンテーション概要（予定）>

- ① 日 時 令和5年2月14日（火）
- ② 場 所 豊明市役所内会議室
- ③ 出席者 3名以内。提案説明は本業務を担当する研究員等が行う。
- ④ 実施時間 30分程度（質疑応答含む。）
- ⑤ 備 考 説明は提出資料のみとし、追加資料の持ち込みは認めない。
説明は、必要に応じてプロジェクタ等の使用も可能とする。

8 評価基準

評価基準は、具体的提案、基本的な考え方、企画内容、独自性、スケジュール、課題解決、業務体制、見積価格等とする。なお、評価基準についての質問は受け付けない。

9 選定結果の通知及び公表

各応募者法人に結果を通知するとともに、市ホームページに選定された契約候補者名を公表する。

10 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した最優先契約候補者を相手方とし、提案上限額の範囲内で協議し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び豊明市契約規則により随意契約を行う。

(2) 支払条件

業務完了時の一括払いとする。

11 その他

(1) 選定された契約候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。

(2) この公募に参加する費用のすべては、参加者の負担とする。

(3) 提出された資料は、返却しない。なお、豊明市情報公開条例の規定に基づき提出書類を公開する場合がある。

(4) 提出期限後は提出された提案書等の差し替え、又は再提出を認めない。（本市からの指示があった場合を除く。）また、本要項に示した書類のほか、豊明市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 審査結果通知後の辞退は認められない。